

独立行政法人理化学研究所法案新旧対照条文

特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定放射光施設」とは、日本原子力研究所及び独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）により設置される、加速された電子又は陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（以下「放射光」という。）を使用して科学技術に関する試験研究（以下「試験研究」という。）を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（理化学研究所の業務）</p> <p>第八条 理化学研究所は、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（独立行政法人理化学研究所法の特例）</p> <p>第十条 第八条の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第 号）第二十四条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定放射光施設」とは、日本原子力研究所及び理化学研究所により設置される、加速された電子又は陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（以下「放射光」という。）を使用して科学技術に関する試験研究（以下「試験研究」という。）を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（理化学研究所の業務）</p> <p>第八条 理化学研究所は、理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）第二十二條第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（理化学研究所法の特例）</p> <p>第十条 第八条の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、理化学研究所法第三十三條中「命令」とあるのは、「命令並びに特定放射光施設の共用の促進に関する法律（以下「特定放射光</p>

定放射光施設の共用の促進に関する法律」とする。

施設法」という。）」と、同法第三十四条第二項及び第四十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定放射光施設法」と、同法第四十一条第三号中「第二十二條第一項」とあるのは「第二十二條第一項及び特定放射光施設法第八條」とする。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

改正案		別表第一（第二条関係）			
		名称	(略)	根拠法	(略)
		労働福祉事業団	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）
現行		別表第一（第二条関係）			
		名称	(略)	根拠法	(略)
		労働福祉事業団	理化学研究所	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
		労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）	理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）		労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第 号）

改正案	別表（第二条関係）			
	労働福祉事業団	預金保険機構	(略)	名称
現行	別表（第二条関係）			
	労働福祉事業団	理化学研究所	預金保険機構	名称
	労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第二百二十六号）	理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	根拠法

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）

<p>改正案</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略） 一～五十九（略） 六十 独立行政法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究に關すること。 六十一～九十五（略）</p>
<p>現行</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略） 一～五十九（略） 六十 理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究に關すること。 六十一～九十五（略）</p>